

月例研究会（2018年7月31日）

## 1950年代の沖縄および日本本土 における米軍司法をめぐる議論

——「由美子ちゃん事件」と「ジラード事件」にみる日米沖関係史

井上 史

**主題：**本報告は、現在、筆者が執筆準備を進めている博士論文「戦後沖縄・日本本土における米軍司法の歴史（仮）」の基本的な視座を示した上で、1950年代の日米沖関係の再検討を試みた。先行研究：戦後日本における米軍事件の系譜及びその周辺の政治力学を日米関係史の文脈に位置づけ歴史学的に検証する研究は、管見の限り既存しない。

**問題提起：**米軍事件の法的処置をめぐる議論は、講和条約第3条に分離され米国の施政権下に置かれた沖縄のみに限らず、ポスト占領下の日本本土においても対米関係のあり方や是非を住民に問い、米国の駐留政策に転換や画期をもたらす契機を与えてきた。米国の政策決定者自らが「治外法権的」と定義してきた対日／沖司法政策は、国際情勢や日米沖間の政治力学を背景にどのように運用され、沖縄占領及び日米安保体制をめぐる世論とともにいかに変遷してきたか。

**概要：**以上の提起を基底に、本報告は、サンフランシスコ体制の成立に伴い、対日／沖米軍司法政策が制度化された1950年代に焦点をあてた。米政府は、朝鮮戦争下、沖縄の要塞化と「全土基地方式」に基づく日本本土の基地化を同時に推進し（1950年、日本本土に約11万5千、沖縄に約2万1千の米軍人が配備されていた）、属人主義的（治外法権的）裁判権の行使によって自国の軍人・軍属の刑事事件に対処した。

1955年9月3日、在沖米軍曹アイザック・J・ハートが6歳の幼女を強姦殺害した事件

（通称「由美子ちゃん事件」）は、米側が琉球警察の共同捜査権、沖縄住民の軍法会議傍聴権を限定的にも占領史上初めて認めた点で重要な意味をもつ。事件発覚当初は、沖縄住民の間でも被害者両親の監督責任を問う声が聞かれたが、米軍の責任を求める主張は広範な民間組織と基地を抱える自治体を中心に急速に浸透した。親米派民主党を含めた琉球政府立法院も「幼女殺人、暴行、誘拐事件の公開並びに過去における軍事裁判の全貌公表に関する要望決議」を採択した。米軍事件の裁判非公開は、沖縄住民の「人権を踏みにじり」、「世界人権宣言の精神が無視されているかの感を抱かしめ」と、1948年に採択された世界人権宣言の立場から、裁判権移譲を求めた。

一方、1957年1月30日に群馬県の米軍演習場内で薬莖拾いをしていた坂井なかさんが休憩中のウィリアム・S・ジラード騎兵隊員に射殺された事件に対する裁判権の所在を質す日本本土の議論も、結果的に米政府の高次政治判断を導きだした点において画期をなした。社会党が自民党政権に事件の糾明を国会で迫ったことから全国的に関心が広まったこの事件は、ポスト占領期日本の主権を問う試金石と化し、沖縄と同様、親米保守層も反治外法権を主張。しかし米国内でもジラードに対する裁判権を求める声が強まる中、日本国内の議論の争点は基地問題から裁判権の所在へと収斂してゆき、事件は次第に「ジラード事件」と言及されるようになる。**考察と結論：**結局、日本側が裁判権を行使したが、寛大な判決（懲役3年執行猶予4年）の判決は米政府との密約に基づくものであった。1950年代後半における極東米軍再編は沖縄への基地集中と連動したが、それが「ジラード事件」の反復につながることを指摘する日本本土の世論は脆弱であった。治外法権は両地域で温存された。（いのうえ・ふみ ポストンカレッジ歴史学博士候補生／早稲田大学政治学研究科リサーチフェロー）